



発議 / 号

かすみがうら市議会議員 来栖 丈治 様

令和 7 年 9 月 2 日

提出者 かすみがうら市議会議員

小座野 定信

賛成者 かすみがうら市議会議員

矢口 龍人

賛成者 かすみがうら市議会議員

佐藤 文雄

賛成者 かすみがうら市議会議員

櫻井 健一

賛成者 かすみがうら市議会議員

旧新治小学校施設の財産の貸付けに係る特別委員会設置に関する決議
(令和 7 年第 3 回定例会 議案第 80 号 財産の貸付け)

上記の議決を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

旧新治小学校施設の財産の貸付けに係る特別委員会設置に関する決議
(令和7年第3回定例会 議案第80号 財産の貸付け)

次のとおり、令和7年第3回定例会に上程された「議案第80号 財産の貸付け」を審議するため、旧新治小学校施設の財産の貸付けに係る特別委員会を設置するものとする。

1 名 称 旧新治小学校施設の財産の貸付けに係る特別委員会

2 設置の根拠 地方自治法第109条及び委員会条例第6条

3 目 的 本件議案は、市民共有の重要な財産の貸付けに関するものであり、その貸付先は外国人留学生のための日本語学校の設立を目的とする団体である。

したがって、本議案は単なる財産貸付けの是非にとどまらず、地域社会の将来や国際化のあり方に大きな影響を及ぼす、極めて重要な案件である。

おおよそ、少なくとも、次の点について多角的かつ慎重に検討することが不可欠である。

1 貸付料や期間、用途制限、管理責任等の貸付条件の妥当性

2 借受者となる日本語学校設立団体の公共性・財務的基盤・教育実績等による貸付先の適格性

3 日本語教育の質の確保や生活指導体制、地域住民との共生、防犯・防災面を含めた将来的な地域利用のあり方

また、日本語学校の設立にあたっては、教育の質の担保、教員の確保、生活支援体制の整備といった教育面の課題に加え、地域住民との摩擦防止や生活マナーの徹底、急激な人口変化による地域環境への影響、さらには住居や労働、医療・福祉など社会インフラへの負担といった課題も予見される。

これらは地域社会全体の持続可能性に直結する問題であり、十分な検討がなされなければならない。

以上を踏まえると、通常の議案審査特別委員会へ付託するのみでは十分な審査を尽くすことは、到底、困難であり、専門的かつ多角的な議論の場が必要である。

よって、本件については特別委員会を設置し、地域社会の将来像を見据えた慎重かつ詳細な熟議を行い、十分な調査・審議を尽くす必要があると思料されることから、ここに特別委員会設置の動議を提出する。

4 委員の定数 議長を除く15名のかすみがうら市議会全議員